

1

でございすが、只今の御説明の通り

に「国税若しくは地方税の滞納処分を受けた場合」、これを「酒税に係る滞納処分を受けた場合」、こういうふうに変更した次第でございます。又第十四条第二号におきましては、「国税若しくは地方税の滞納処分を受けた場合」、これを削りまして、これに伴いまして条文上の整理をいたしまして「若しくは」を「又は」に改めた次第でございます。それから前に歸りまして第十條の第二号の修正でございますが、原案の第十條第二号のこの括弧内でございまして、これは法人が第十二條第二号又は第十四條第二号の規定によつて免許を取消された場合に、その法人が原案の第十條でございまして、その六号と七号とに該当するに至つた場合に限ることとしてゐるのでござい

それからその次に行きまして、附則の九項及び第十七項でございまして、これを「第二十五項」を「第二十八項」に改める、これはいわば法文上の整理でございます。これはあとで出て参りますが、三項加つたのでござい

それから附則第九項及び第二十一項中の修正でございますが、これは指定販売業者の販売場へ移出する場合における酒税額の特例でございまして、これを原案では「この法律施行の日から昭和二十九年二月二十八日まで」の間と規定してあるのを、一年更に延ばしまして「昭和三十年二月二十八日」というふうに改めたのでござい

それから二十六項でございまして、これはこの法律の施行の日から一年間を限りまして、酒類製造業者が製造いたしました雑酒のうちで、ここに掲げてあるものにつきましては、その税率を特にかように一石について一万一千二百五十円というふうに二十二條の特例を布いたのでござい

しまして免許取消は酒税と、こういうことだけにしたほうが適當であらう、こういうことでやつたわけであり

それから附則第二十四項でございまして、これは特種用に酒類の製造場から移出される場合における酒税額の特例でございまして、これにつきましても先ほど御説明がありました通りに「昭和二十八年三月一日から昭和二十九年二月二十八日まで」の間、これを「二分の間」というふうに改めたのでござ

それから附則第二十四項でございまして、これは特種用に酒類の製造場から移出される場合における酒税額の特例でございまして、これにつきましても先ほど御説明がありました通りに「昭和二十八年三月一日から昭和二十九年二月二十八日まで」の間、これを「二分の間」というふうに改めたのでござ

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

それから酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の修正点でござい

個の問題でして、特殊用途は御承知のように食糧増産用とか、或いは供出完了、嘗ては石炭等の労働者にも出したことがあるわけでありまして、こういう酒でございますので、これはまあ当分の間ということで、実は当分と、こういうことになったわけでありまして、

○小林政夫君 そうすると今の特殊用途酒類は、今度指定販売業者というものがなくなれば、二年後は一般の販売業者に振出すこともあり得るのでないか。

○衆議院議員(川野芳満君) これは大蔵省のほうでどうされるかわかりませんが、卸売業者に特用酒を振わせる、こういうことにいたしますか、或いは酒造家に直接振わせることにするかと、これはまあどちらでもできると思っております。これは大蔵省当局の考えによつてそういう点はきまると、こういうふうな考へております。

○小林政夫君 一応この際その点について、今修正直後だから大蔵省のほうにお聞きになつてもわからないかも知れませんが、その点についての大蔵省の考へ方を伺いたい。

○政府委員(愛知揆一君) 今の小林さんのお尋ねは最後の一点でございますが、

○小林政夫君 そうです。

○政府委員(愛知揆一君) それでは塩崎政府委員から……

○政府委員(塩崎潤君) 只今川野議員からお話がありました通り、特殊用途酒類と指定業者の制度は別個の制度でございまして、修正案によりまして指定販売業者制度は二年後になくなるわけでありまして、特殊用途酒類をその

後存続する場合には、現行特殊用途酒類の運営が未端におきまして、特殊用途酒類の配給を受ける者から切符をもらつて来たものを集めて、これを卸売業者のところに持つて行き、それを製造業者のところに持つて行つて免税して行くということになりますので、指定販売業者がなくなりまして、その切符を集めることによりまして、一般業者も扱うことによつてこの配給制度は支障なく運営できる、こういうふうな考へております。

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。

○黒田英雄君 指定販売業者の一年と原案にあるのを二年と修正なすつたのでありますが、これに対しては、只今の御説明では、指定販売業者は或いは經理の都合とかその他のいろいろな事情があり一年ではむづかしいだらうから二年にするというふうな御説明だといふふうな承つたのですが、そうですか。

○衆議院議員(川野芳満君) その通りであります。

○黒田英雄君 さうであれば、つまり二年あればもう指定販売業者も整理をすつかり完了するということは、一年でも私はできると思ひますが、まあ二年ということになりますれば勿論でございまして、それ以上は勿論要しないもの、このことは衆議院の御修正になつたかたへも十分お認めになつてゐることと存じますが、如何ですか。

○衆議院議員(川野芳満君) 修正の案が通過いたしましたら、これ以上その期間を延長する意図はございせん。

○委員(中川以良君) ほかにございせんか……。それでは修正案に対する

質疑は打切つてよろしくございせんか。

○委員(中川以良君) それではさうに決定いたします。

○委員(中川以良君) 次に、本船再保険特別会計法案、外国為替資金特別会計法案の一部を改正する法律案、アルコール専売事業特別会計法案の一部を改正する法律案、造船局特別会計法案の一部を改正する法律案、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別指置法の一部を改正する法律案、製塩施設法の一部を改正する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、鉄道債券及び電信電話債券等に対する政府の元利払の保証に関する法律案、以上八案を一括議題として、先ず提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(愛知揆一君) 只今議題となりました本船再保険特別会計法案外七法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

今回政府は、船主相互保険組合法に基き本船相互保険組合が経営しております本船再保険につきまして、その普及発達を図るために本船再保険法案を提出して御審議を願つてゐるのであります。この本船再保険法を実施することとなりまゝる場合には、政府の再保険關係の整理を明確にするため、一般会計と区分して新たに本船再保険特別会計を設けることが適當と考えましてこの法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の概略について申し上げますと、この会計におきましては、再保険料、本船再保険法第十三条の規定

による納付金、同法第十六条による一般会計からの繰入金、借入金その他を以て歳入とし、再保険金、再保険料の払戻金、借入金の償還金及びその利子、一時借入金の利子その他を以て歳出とするほか、この会計の予算及び決算に關し必要な事項を規定してあります。

次に、外国為替資金特別会計法案の一部を改正する法律案について提出の理由を御説明申し上げます。

外国為替資金特別会計におきましては、毎会計年度の決算上の剰余金があるときは、これを一般会計の歳入に納付することとなつておるのであります。この会計においては、外国為替相場の変動等に伴ひ損失を生ずる虞れがあり、これに備へるため、当該剰余金のうち、必要な金額を積み立てることが適當であると考へられるのであります。

以上の理由によりまして、この会計の毎会計年度の決算上の剰余金、予算の定めるところにより一般会計へ納付するもののほか、この会計の積立金として積立て、決算上不足を生じたときは、先ずこの会計の積立金を以て補足することとした次第であります。

第三に、アルコール専売事業特別会計法案の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

従来アルコール専売事業特別会計の負担において行なつて来た発酵研究をより総合的見地から運営して発酵工業の育成に資する目的を以て、昭和二十八年年度から一般会計の負担において、これを行うこととするため、アルコール専売事業特別会計の一部を改正しますと共に、同研究を行なつて

いる発酵研究所の用に供してゐる財産を一般会計に無償で譲渡しようとするものであります。

第四に、造船局特別会計法案の一部を改正する法律案について提出の理由を御説明申し上げます。

造船局特別会計におきましては、補助貨物回収準備金を置き、政府が補助貨物を発行した場合においては、その価額に相當する金額を回収準備金に編入し、以て補助貨物の回収準備に充てて来たのであります。而して補助貨物の製造に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張及び改良に要する費用につきましては、一般会計から繰入を行なつて来たのであります。補助貨物回収準備金の状況及び一般会計の財源の必要から見て、これらの一般会計からの繰入を取りやめ、これを回収準備金から賄ふこととするものであります。なお、右の改正に伴ひ、従来一般会計に納付することとなつておりました同会計の決算上の利益金については、これを回収準備金に編入することに改めようとするものであります。

○委員(長退席、理事伊藤保平君委員長席に着く)

第五に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案につき提案の理由を御説明いたします。

現在の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法は、旧陸海軍共済組合及び外地関係共済組合等の組合員であつた者で年金受給権を有してゐた者に対して年金を支給することとなつてゐるのであります。が、これらの組合の共済組合規則は各

組合間でまち／＼でありましたため、同様の状態にありながら、一方は年金受給権を持ち、他方は受給権を持たないという不均衡を生じていたのであります。例えば、旧海軍共済組合規則では二十年以上の勤続者であれば旧陸軍共済組合規則では二十年以上の勤続者であつても四十五歳未満で脱退した者には年金の受給権がないものとされてゐたのであります。このような不均衡を是正するために、旧陸軍共済組合及び外地関係共済組合の組合員であつた者のうち、昭和二十年八月十五日において組合を脱退したものととして国家公務員共済組合法の規定を適用したとすれば同法の規定により退職年金を受けることができた者について、同法による退職年金又は遺族年金に相当する年金を支給することとしたのであります。

なお、旧陸軍兵器廠職工扶助令の適用を受けていた者のうち、昭和二十年八月十五日において二十年以上勤続していた者についても同様の措置を講ずることとしたわけでありました。

第六に、製塩施設法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案の概要を申し上げますと、先ず、塩田等の災害復旧事業を行う際、原形復旧が著しく困難又は不適当なときは、これに代るべき施設を設ける必要があり、この場合、原形復旧に必要な金額を超過する部分、即ちいわゆる超過事業費についての補助率は、現在、原形復旧の部分についての補助率より一割低くなつておるのであります。併しながら製塩施設の一層の

保全を図る必要があり、補助率についてのかかる區別を取り止め、超過事業費についても原形復旧と同じ率を適用することとしたのであります。

次に、その年に発生した災害により甚大な被害を受けた地域の災害復旧事業につきましても、現行の補助率では事業施行者がその負担に堪えられない状況にあり、国内製塩を確保するため、災害復旧事業費が政令で定める額を超える場合には、その部分についての補助率を引上げることとしたのであります。

第七に、国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

国民金融公庫は、昭和二十四年六月資本金十三億円を以て発足して以来、国民大衆の旺盛な資金需要に応じて、その後数度に亘つて増資を行つて共に資金運用部資金の導入に努め、本年一月末においては、資本金百三十億円、資金運用部借入金六十億円の資金量を以て約三百二十六億円の貸付を行なつたのであります。昭和二十八年年度におきましても、公庫に対する資金需要は相当多額に上ることが予想されますので、昭和二十八年年度予算において一般会計から三十億円を公庫に出資することとし、これに伴つて公庫法の資本金の規定を改正することにいたしましたのであります。これにより昭和二十八年年度においては、出資金三十億円及び資金運用部借入金五十億円計八十億円の新規資金のほか、既往貸付金の回収金百六十一億円を加えて二百四十一億円の資金のうち十一億円を資金運用部に返済して、なお二百三十一億円の貸付

が可能となるわけであり、公庫の公庫の資金量の増大に伴い、公庫の業務を一層円滑に行う必要があり、更に、次の諸点について公庫法の改正を行うこととしたのであります。

即ち、事務所設置に関する制限規定を削除すると共に、公庫の資金調達に弾力性を持たせるため、借入金についての公庫法における予算上の制限を緩和することとしたのであります。又公庫の役員職員の身分につきましても、さきに国家公務員法の適用から除外したのであります。今回更にその退職手当につきましても国家公務員の例によらないこととすると共に、国家公務員共済組合法の適用を除外し、所要の規定を設けることにいたしましたのであります。

最後に鉄道債券及び電信電話債券等に対する政府の元利払の保証に関する法律案について提出の理由を御説明申し上げます。

別途御審議を願つております昭和二十八年年度政府関係機関予算におきましては、日本国有鉄道及び日本電信電話公社は、それぞれ、鉄道債券百二十億円及び電信電話債券百億円を公募して、その収入を以て改良工事その他施設工事関係の経費の財源に充当することが予定せられております。

政府といたしましては、これらの債券の募集を円滑ならしめるため、債券の元金及び利子の支払について保証をすることが適當であると考へ、これらの債券の元利支払について政府保証の規定を設けると共に、これらの者の外貨による長期借入金についても併せて保証する規定を設けようとするものであります。

以上が右八法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛成あらんことを御願ひいたします。

○理事(伊藤保平君) 只今提案の理由の御説明がございました。入案につきましても、先づ、この際酒税法案及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案について質疑を行います。

○松永義雄君 私のこれから質問することは、恐らくその委員会において繰返して質問されたことで、重複の虞れがありますが、簡単に質問いたします。簡単な御答弁で結構だと存ずるものであります。

農林省は昨年来五カ年増産計画を立てておられますが、ところがその五カ年計画が潰れて、何カ年計画かに変更を見ようとしたところであり、また、一体どういふふうにしてその計画は變つて参つておるのでありますか、大体の説明で結構です。

○政府委員(東畑四郎君) 農林省内部におきまして五カ年計画というものを一応作りまして、食糧増産を達成しようという案を案は持つておつたのであります。このこと自体は財政とも非常に關係がございまして、政府内部においていろいろ論議を重ねました結果、その初年度が本年度の予算案に出されておるのであります。それは当初農林事務當局が持つておりましたものよりは縮減をされておるのであります。本年を出発点といたしまして、更に今精細な検討をいたしてあります。いづれ本国会中に政府としての正式な考へなり計画を達成いたして行けるものと考へております。只今のところまだ最後案が決定いたしておりません。

初年度の増産は二十八年度において二百八十六万石ということとはたび／＼本国会でも申上げてゐるのであります。

○松永義雄君 五カ年計画によると、昭和三十三年には五百五十万石の増産になるという計数を発表されておるのであります。ところがその五カ年計画が破れたために、昭和三十三年にはそれだけ減るわけになるので、難澁を以てこれに置き換へると、こういうような話があるのであります。その通りですか。

○政府委員(東畑四郎君) 開拓なり開墾によりまして、増産をいたします場合に、どういふ作物をこれに植え付けるとかというところは、これはなかく計画と實際というものは大變むずかしい問題は問題でありまして、従いまして只今検討いたしておりますのは、米麦のみならず、食糧甘藷等を含めまして、増産上開拓をいたしました場合は、甘藷ができるという場合は甘藷もその増産の役を買つて出るのであります。雑穀等も当然これは含まれてゐるのであります。米麦ができたから雑穀を以てこれに振替えたんだという考へはないのであります。開拓等をいたします場合に、食糧増産計画の中に雑穀等の品種もこれは入つて参る、それは計画の中に当然含まれて来ることは止むを得ないのじやないかと、こういうふうな考へております。

○松永義雄君 ともかく昭和三十三年度においては、それだけ米麦の増産が五カ年計画の予定に達しない。それを補うのに他のものの増産を圖らなければならぬといふような状態になつてゐるのに、今日ここに二十万石という米を酒に使わなければならないという

米を酒に使わなければならないという

ことも実はよくはわからないのです
が、そのように国民は相当長い間僅か
の米の消費量で満足して行かなければ
ならないことになるのですか。

○政府委員(東畑四郎君) 酒米は二十
八年度予算におきましては、一応九十
四万石、十四万一千トンということに
実はなっております。昨年から比べま
すと、二十万石の増加になります。米
自体が足りないのに、二十万石増やし
たのはどうかと、こういう御意見のよ
うに拝聴いたすのでありますが、我々
といたしましては酒自体はこれはやは
り生活の必需品でありまして、その酒
の主たる原料がやはり米であるという
ことも、これは又止むを得ないのであ
りまして、勿論主食そのものとして米
が、殊に内地米が非常に足りませんの
で、これの計画につきましては、過去
四百萬石程度も要つた当時から比べま
すと、圧縮に圧縮を重ねて参つたので
あります。本年度においても事務的に
いろいろ折衝いたしまして、幸い集荷
等も本年は昨年より非常に増え、現
に計画として減らしてあります。その
間の事情等を考えまして、十四万一千
トン、九十四萬石程度あれば、今日の
食糧の需給面からしてもまあよろしい
のではないかと。その他大蔵省関係のこ
とは又別といたしまして、農林省の物
量の面からいっても先ず我慢はでき
るのではないかと。いろいろの限度
として、我々としても納得をいたして
おる次第でございます。

○松永義雄君 そうですね、二十万石
増やしたというのは、昨年の収獲を標
準にとつてなされたということになる
のですか。

○政府委員(東畑四郎君) 当初は一応
七十四萬石程度を考へておつたのであ
りますが、本年の集荷、供出状況等が
わかつてから、これは折衝をいたしま
して増加をいたしたというのが現実で
ございます。当初予算を修正の上で修
正をいたしておるのでございます。来
年度予算等におきましては、本年通り
ということは一応計画をいたしておる
よう次第でございます。

○松永義雄君 昨年は非常に増収であ
つた、収獲量が非常に多かつたとい
うのでありまして、殊に災害なんかは先
ずなかつたと言つても過言ではない。
そういう年を標準にして二十萬石とい
うものを生み出して来られたと、こ
ういふことになるのですか。

○政府委員(東畑四郎君) 酒米の量
は、実は毎年大蔵、農林両事務当局の
間で話し合ひをして量をきめて行くの
でございます。予算としては、本年の当
初におきましては七十四萬石というも
のを予定いたしておりましたが、修正
のときにこれは修正をいたしました。
来年度年度といふと、今年の十一
月から先であります、そのときにど
れだけの量を酒米の量といたすかはき
まつておりませんが、予算としては一
応本年通りということに計上をいたし
ておるような次第でございます。

○松永義雄君 それだとすると、その
年によつて変わる、殖えるときもあ
れば減るときもある、こういうふう
に考へていいのですか。

○政府委員(東畑四郎君) 終戦以来減
らした例はございません。年々実は増
加をして来ているのが、これは事実で
ございますけれども、我々としては
は、只今のところは予算通り実行いた
したいといふふうに考へておる次第で
ございます。

○松永義雄君 御承知の通り日本の産
業構造といふか、日本の復興の基盤を
作るためには、食糧の増産とか資源の
開発だとか、こういうことが国の内外
において言われておるので、極めて増
産が必要だといふことになつて来てお
る。然るにそういうときに、全収獲
量から、或いは輸入量から比較すると、
二十萬石くらいは大したことはないの
だと、こう言われたのですが、併しそ
の心がけといふものは、まだ日本はそ
こまで行つておらないのではないかと
まあ我々は考へるのですが、あなた
の増産に關するお考えをちよつとお
聞きしておきたい。

○政府委員(東畑四郎君) 二十萬石と
いふ米の量は、これは相當量でござい
ます。従ひまして、酒米といたしまし
ても、我々としては、なか／＼大蔵
省の御要請になる量だけは食糧需給面
から見ていつもやむなくお断りして
おるような次第でございます。本年度
もいろいろ折衝いたしまして結果、話
がつきましたのが二十萬石増でござい
ます。そうやす／＼とこれはできるも
のではございません。食糧需給面から
見ますと最高の限度である、こう実
は考へております。だん／＼食糧が事
実問題として緩和いたしておりますけ
れども、我々としては、内地
米そのものは絶対的に足りないといふ
ことで、増産を助んでおります。同時
に遺憾ながら閣等のものもございま
す。又酒等についても閣等があまりし
て、やはり酒そのものが合理的に殖え
て参りますこと自体も又食糧そのもの
の安定にもなる等の問題もあります。

○松永義雄君 これは大蔵省の造石量
の米の必要量の要求額といふものは、
あなたの認めておるぎり／＼のところ
よりは非常に多いような石数に來てい
るのですが、どれくらい大蔵省は一体
農林省に對して酒米を出せと言つて要
求して来ているのですか。

○政府委員(東畑四郎君) 私のほうで
食糧庁にお願いをいたしましたのは、
今期については大体百萬石程度でござ
います。それが今東畑長官の御説明の
ように、食糧庁のお立場からいたしま
して、二十萬石増の九十四萬石とい
う程度で我々も了承いたしましたわけ
でございます。

○松永義雄君 それから、補給金が今
度減つておりますね、三百二十億で
すか、それは端的に五カ年計画に基
いて、額なんですか、それともさうい
ふことを考へないでやつた額なん
ですか。

○政府委員(東畑四郎君) 補給金が減
つておりますのは、やはり輸入量その
ものを減らしておる結果なのでござ
います。米等につきましては九十
六萬トンという実は計画をいたしてお
ります。二十八會計年度におきまして
は九十六萬トン、二十七會計年度では
百五十萬トンであつたのでございま
す。その米を九十六萬トンにいたしました
のが、補給金が減りました大きな基礎
でございます。

○松永義雄君 妻においても輸入量が
減つておるのですが、一体来年度の国
内の需給からこれだけ量を減らしても
やつて行けるということですか。

○政府委員(東畑四郎君) これは會計
年度で実は申上げておりますので、下
半期は本年の米作が非常に影響をいた
して来るわけでありまして、いつもこ
ういふ計画につきましては平年という
形で計画をいたしておりますので、普
通の形でございましてこれだけでや
つて行ける、非常な凶作でもあるとこ
れ又違つて来るのは農業者の立場上止む
を得ないのでございまして、平年で
ございすれば、我々としてもこの程度
でやつて参るといふ計画をいたしてお
ります。

○松永義雄君 平年度でなされると、こ
う言うなら、長官がさう言うのだか
ら、それはさうなさるのではありませんか、
先ほどお聞きしておるのは、五カ年計
画といふものを年度にして輸入量を減
らされておるのかどうかという点を聞
いておるのですけれども……

○政府委員(東畑四郎君) 五カ年計画
で当初考へておりました点と今と、
初年度につきましてはさう大きな実
影響の差はございません。五カ年先に
行きますと、非常な大きな差が出て
参ります、当初考へておりました案
で行きますと、五カ年先は相當輸入量
が減るわけでございます。それを或る
程度食いとめまことにしまして、
輸入量がさう急激に減らないという結
果は出て参るのであります。が、初年
度、特に二十八會計年度等におきま
しては、五カ年計画の初年度でござい
ますので、さう大きな全体についての計
画に大きな影響はないのでございま
して、百五十萬トン程度を九十六萬
トンにするといふこととさへも、本年の農作自
体が相當大きな影響を來たしておると
いふのが事実でございまして、

○松永義雄君 そうするとあれです
か、これには五カ年計画という意味は

全然入つておらない、こういうことなんです。たとえ初年度において増産量が少いといつても全然五カ年計画といふことを考慮に入れない計算で輸入量を減らしてやられるわけですか。

○政府委員(東畑四郎君) いや、勿論五カ年計画のうちの本年度予算等いろいろな計画をいたしておりました増産見込量といふのがござります。その見込量は勿論これに織込んでござります。それは二百五十六万石程度を米麦を通じて考えております。それは当然増産を予定いたしまして、米麦共に考へておるといふ次第でござります。

○松永義雄君 初年度はそれほどの増産はないから、昨年の収穫量によつて何とかやりくりはつくでしょうが、計画の二年度、三年度になつて来れば、こうした五カ年計画も無論輸入量にしても、そういう予算は立てられないといふことになるわけですね。

○政府委員(東畑四郎君) いずれこれは食糧全体の増産に関する法案を御審議願うときに御説明いたすことになりませんが、財政資金といふものとどうしても関係して参ります。当初農林省が考へておりましたような増産を期待することはこれはなかなかむづかしいと思ひます。従ひまして輸入量等につきましても勿論漸次減らして参るのでありますけれども、減り方が当初の五カ年計画よりは少い、こういう結果が出ることは止むを得ないのではないかと思つております。

○松永義雄君 農林省の五カ年計画によりまして、昭和三十三年には五百五十万石でござりますから、それに見合う場合、一トンは六石ですか……。

○政府委員(東畑四郎君) 六・七石です。

○松永義雄君 そうすると概算七、八十万トンの輸入量が減るといふことになるわけですね。そうするとそれだけ補給金が減つて来るという計算になると思ふんですが、その通りですか。

○政府委員(東畑四郎君) 今後のまあ価格政策をどうするかという問題と実は非常に関係して参りますけれども、価格が仮に変わらぬといふことになりましたら、今松永さんの言われましたようなことになると思ひます。

○松永義雄君 そうすると先ほど申上げたように、日本の建直し、二十八年度より独立した国としての産業構造としては、農業とまあ資源開発或いは動力の増加と、こういうことを考へるといふのですが、一体そうした大局の目的から外れて行くといふふうに……、これはまああなたに御質問することか或いはもつとほかのかたに御質問することかどうか知りませんが、そういうことになつて行くと私は考へるのです、如何ですか。

○政府委員(東畑四郎君) どうも問題が少し全体に觸れて参りまして、私の実は権限を越えますので、お答えするのは差控へたいと思ひます。

○松永義雄君 大体それでわかりましたが、農林大臣が、廣川さんが最近の自由党内部の関係もあるかも知れないが、少し腰が弱過ぎるし、こうした感情問題でなく、大局の点からその線を外してると、そういうた腰の弱いこと日本の復興なんといふことはできっこないんですがね。この頃健在なんですかどうか、一つ……。(笑聲) 質問を参ります。

○野瀧勝君 簡単に二、三……二、三……五、六……というか、御質問さしてもらいたいと思ひます。

先ず食糧庁長官にちよつと先にお聞きしますが、密造酒はどのくらいありましたか、大体密造酒の件数と扱つた石数について、一つお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(塩崎潤君) 密造酒の算定につきましては私ども何年かやつて来ているわけですが、事柄の性質上正確なる数字はつかみ得てないわけでございます。大体私どもの計算といたしましては、百五十万から二百万石ぐらいあるのではなからうか、こういうふうに考へております。それによつて失われておりますところの酒税額は大体三百億から四百億、これはもう非常に自信を持つて言える数字でございます。ところが、この程度の密造が現在におきまますところの正規の酒税の供給額、それと戦前の正常な状態におきまますところの酒の供給額との差額等を勘案しまして出しました数字がその程度でございます。併しこれは先ほどから申上げておりますように、正確に自信を持つた数字であるといふことは確言できないわけでございます。そのような見解になつております。

○野瀧勝君 只今御説明がございましたが、まあこれは予想石数だと思ふのですが、その予想石数の根拠はどんなところにあつたのですか。予想石数の予想根拠は……。

○政府委員(塩崎潤君) 大体こんなふうな計算をいたしておりますが、これがいかに悪いのか、大体昭和九一十一年ぐらゐの人口を以ちまして、そのときの正規の酒税の供給石数を割つて正規の酒税の消費高を出す、併しそのときにおきましては密造酒が予想されたのでござりますが、そのときに予想されまます密造酒額を若干、数量は少ないようでありますが、これを予想いたしまして加へる、これを最近におきまますところの人口と、昭和九一十一年に比べまして大体三割がた伸びておりますので、人口を基礎といたしまして大体戦前に……正常な基準年度と私ども言つておりますが……そのときの一人当りの消費量の、大体消費生活水準が九七とか九五と言つておりますので、これだけの消費水準はそのくらいに押えられていたのだらう。こういたしまして、戦前基準年度の一人当りの人口消費量の九七とか九五でござりましたか、このあたりの数字を出しまして現在の人口にかけると、それと正規の酒の供給高を差引きまして密造酒の数字を出した。大体ラフな計算でござりますが、そんな程度から推算いたしてはいるわけでありまます。

○野瀧勝君 そうすると大体戦前よりは相當の密造酒が上廻つた予想なんですけれども、大体この上廻つた理由といふものについて、何か当局では検討なり調査なりしたことがござりますか。

○政府委員(塩崎潤君) 理由といたしましては、私どもの考へておりますところは、先ず第一に酒の製造事情が戦争中から戦後にかけまして原料の不足のために、特に食糧不足のために原料が制約されておりました、正規の酒の供給が少なかつた。それと同時に財政事情から行きまして、酒の税率がその他の物価水準に比しまして現在でも相當、改正案によりましても相當高いわけでございますが、平均の物価の上り工合を遙かに上廻つておる状況であります。この大体二点、それから戦後選法精神が若干弛緩いたしまして、免許制度の關係で密造酒が殖えた、こういうふうにも私ども考へております。

○野瀧勝君 今大体私の想像も、今御答弁のあつたように、戦争中は非常に石数……、生産量に非常な制限があつた結果思うように手に入らぬといふこと、それから今お話があつたように、価格が非常に高過ぎて思うように飲めないといひますか、そんなことだと私は思ふ。結局そのうちで私は依然として今日も、生産が自由になり口に入らなくなつて来た今日におきまして、依然としてまだ密造酒が多いのです。そうすると生産が多くなつて来て密造酒が依然として続いております。それは全部なくなるといふことはありませんが、前よりまだやはり多くなつて来ておる。そうすると結局私は高くして口に入らぬといふところに結論を持つて行かなければならぬと思ふのです、こういう解釈はどうでしょう。

○政府委員(塩崎潤君) 改正案によりましてもお高いので、なかなか密造酒は駆逐できないのではなからうかといふようなふうには私同様ののであります。併し、私どももいたしましては、今回の改正案が密造酒駆逐という大きな狙いから、特に大衆的な酒については減税の幅を相當大きくしておるわけでありまます。その一例として今密造酒として一番大きいのは、御承知の通り焼酎の販売用に流れておるところの密造酒でござります。このあたりの密造酒の価格が、大体私どもの正規の酒税の

焼酎のアルコール度数は二十五度くらいでございますが、この二十五度くらいは焼酎になりまして大体三百円程度、それから度数の少ない二十度程度のアルコール分の焼酎につきましては、二百二十、三十円というふうな差が出ておりますので、今回の改正案につきましては二十五度の焼酎については三百円、それから新しく二十度の焼酎の制度を設けてこれにつきましては大体価格は二百二十、三十円程度になるような税率を設けております。なおそのほか、この程度税率を下げたのであるから、なお他に農村或いは重要産業に行つておられますところの特別配給用酒類、こういうものもやめたらどうかという意見もあつたのであります。が、密造酒の状況を考えまして、只今申上げました二十五度焼酎の税率の八割くらいの税率に下げ、二割安いような税率の焼酎を出しまして、その他清酒、合成酒につきましても、三割引きの安い税率を適用しました酒類を出しまして密造酒の駆逐をいたしたい、こんな点を考慮いたしますと、今回の改正案が実施されました後には、相当程度の密造酒は駆逐できるのではなからうかと、こういうふうな考えております。

○野澤勝君 では次にお聞きするのですが、大蔵省は先ほど農林省に向つて酒米の百万石増配を要求したということとを聞くのですが、百万石増配を要求したその根拠といふ点にどうか、その意図はどうかという点にあるのですか。

○政府委員(塩崎潤吉) 御承知の通り、戦前におきましては、酒類の大部分は清酒でございまして、そのときにおきまして清酒の原料として使用されておりましたところの米は相当な数量に上つたわけでございます。先ほどから何度も申し上げておりますところの、昭和九年十一月の基準酒類年度におきまして、三百四十四万九千石というふうな大きな数量もございまして、最高においては大体六百万石程度の米が使用されたことすらあつた状態でございます。何と申しまして、清酒の嗜好が日本人に合ひまして、収入は清酒によつて上げるのが一番確実であるといふようなことも言われておりますので、私どももいたしましては成るべく清酒によつて上げたい。併し何と申しまして、食糧事情から言いますと、農林省に御無理をお願いするわけには参りませんので控へ目な要求をいたしてあります。それで一時は昭和二十二年に三十三万四千石というふうな少い数字になつたのでございまして、食糧事情の改善に伴ひまして、だんだんと大目にいたして頂きまして、大体それで今回は百万石程度にして頂ければ先ず先ず財政上から見ていいのじやないかと、こういうふうな考へるわけでありまして、それにいたしまして、戦前の数字の三分の一に満たない数字でございまして、私どももいたしましては成るべく米だけで酒を造るという気持だけを持つておるのはございせんので、清酒造石と申しまして、原料入手の容易な甘藷によりまして相当量のアルコールを造り、これによりまして清酒に混ぜておるような状況でございまして、併しこれにいたしましては日本人の嗜好上から見まして、この程度の数字は是非お願いしたいと思つて次第でございまして。

○野澤勝君 ちよつと東畑さんにお伺いしたいのですが、食糧事情が依然として窮乏なことは迷惑でございますが、この酒の造石も清酒から、濁酒から、合成酒から、焼酎から、味噌から、白濁から、ビールから、果実酒から、雑酒から、こう十種類もあるらしいのでございまして、これは何を造ろうと自由でいいのでございまして、このうち米を原料とせないものもありまして、米を原料としているものもあるのですが、一体農林省は大蔵省から米の増配なりの要求があつた場合に、どの一体酒を国民生活に必要であるといふ意味において、尊いお米を、少い中において大蔵省へ廻しておるのですか。そういうことは全然見当なく、いわゆる大蔵省から要求があつた場合に、まあこれぐらい出せるという目見当で出しておるのですか。どういふお気持ですか。

○政府委員(東畑四郎君) 酒そのものの予定は大蔵省のほかでやつておるもので、我々事務当局といたしましては酒そのものについて、こうしろ、ああしろということは一切申上げ得られないのですが、米自体が非常に苦しいものでありますので、大蔵省の御要求通り米を上げ得られないのでありますから、米を使わない酒というものがございまして、我々として非常に有難いのであります。粉食獎勵をいたしてありますが、今なか／＼むずかしくて、内地米……、外米ですら米を食いたいという感じは変わらぬと申しまして、酒もやはり米で造つた酒が一番需要が多いという実情は、これ又無視するわけに行きません。酒は農村におきましても飲んでおられます、やはり相当数量のものを安定する必要がある。農林省といたしましては米以外のものでも酒を造るべきであるといふことを、現実問題としてはそう強く主張できないのではないかと、こう考へております。

○野澤勝君 そこで大蔵省の考へも農林省の考へも国民生活に必要なものとして考へている点では一致しております。又そうだと私も思つております。併し国民生活に必要なものであるといふふうな考へておられるならば、その大事な原料が一番どういふ方面に利用されたほうが最も国民生活のためになるかという見解が、これはあります。その点の何れかと思つておるのですが、そういふものも何ら意見を出さないといふのですか。出さぬ権利はない、権利はなくても食糧事情の窮乏に際して、出してやる以上は特に国民生活に最も関係深いほうに私はそれを使用するといふことに、原料を振舞う農林省としては折衝すべきが当然じやないかと思つておる。特に私は雑酒というものは、これは米を使うのはええのわからぬ飲み物です。私は清酒にしても……、この間同僚伊藤さんが質問したのですが御尤もだと思つておる。清酒、合成酒の境界というものは全くわからない。ここには度で標準をきめ、示してあるが、全くこの通り皆さんはやつておると思つておる。なか／＼これは境界線というものが面倒なもので、実際問題として……、それで今完全区別なんというものは私はできないと思つておる。これは専門家の伊藤さんがこの間質問したから省略します。以上の点から見ても、先ず雑酒なんというものは米を使わずに他の方法による生産が必要だと私は思つたが、尤も必要だといふ見解からこう

○政府委員(塩崎潤吉) 雑酒に使つておられます米は、只今も申上げましたように、薬味酒と申しまして薬の代用として用いられておられますところの養命酒等、これについて僅か使つておるわ

けでございませう。これは沿革がございまして、やはり米を相当使つたほうが薬味酒の本来の性格に合う、こういうところから来ておるわけでございます。

○野澤勝君 私はこれ以上塩崎君にまあ聞こうと思ひませんが、私は米はやはりアルコール分が多く、まあ一種のアルコールの主原料だと思ひます。そこで、酒の効能書に薬効、薬のようなきき目があると言ひますが、私はほかの配合する原料が効き目があるというのでありまして、米のほうは私はそんなに大した薬効のあるものとは思ひません。併しまあそれを入れたほうがうまい味が出て来るという程度と私は解釈しております。もつと理論的に言ひなれば、そうした科学的な根拠について、米の科学的分析について別の薬効があるならば、その資料を一つ提出してもらいたい。それだけお願いしておきます。

○政府委員(塩崎潤君) かしこまりました。

○野澤勝君 次に伺ひをするのでございませうが、今回当局では税率の引下げをやられました、この点におきましては私どもは大家に代つて喜ぶものであります。だがこの内容を検討してみますと、まだ引下げの率が少いと思ひます。先ほど当局の御説明によりますと、需要の多い焼酎を多く下げたと言ひますが、成るほどそういう点も見受けませんが、併しそう、何と言ひますか他の物価と比較してまだ、私はこの税率が高いと思ひます。御承知のように、最近のデパートあたりの物価を見ましても、先ず三割五分から五割ですな、利益率といひますか、

マージンといひますか、加算されておるやうです。してみると、まあよほど利益のあるものだし、且つ又取扱ひ業者も非常な利益を得ている。然るにこの酒を扱つておる小売業者が最近非常に悲鳴を上げておるのです。まあ安く買ったから今度は数多く売れる、そこでまあ大した小売業者への手数料といひますか、利益はなくても、数でこなして行くといふことになつて、この点では一歩前進しておるのでもございませうが、それにしても他の物の小売業者の取扱ひ利率と酒屋小売商の取扱ひ利率が余りにも開き過ぎておるやうです。こういう点は一つ当局ではどんなふうにお考えになつておられるのですか、この点を一つ伺ひたいと思ひます。これは一つ政務次官からも責任ある答弁を……。

○政府委員(塩崎潤君) 只今野澤委員の御質問は、酒の公定価格のうちの小売マージンについての御質問だと伺つております。現在改正案後の公定価格につきましては、私どものほうで慎重検討中でございます。現在の小売マージンは昭和十五年頃に公定価格制度を設けられましたときに、その以前の沿革、他物資とのマージンの比較、これらによりましてでき上つたものでございまして、その後物価の変動それから酒税の引上げ、これらに應じましてその都度改訂して参つた次第でございます。私どももいたしましては、そのマージンは決して多くはないと考へておりますが、今回の改正案によりまして酒の税金が下る、それから酒類の製造原価につきましても最近の原料の値下り等によりまして下るわけでございます。それらに應じまして小売マージン

についても改正を行ひたい。こういうふうにお考へておりますが、この改訂に當りましては慎重に検討しておりますが、大体絶対額は下るにいたしましてマージンの率は上る、こういうふうにお考へております。そのマージンの率は、例えば砂糖或いはたばこの他の諸詰、これらのバランス等を眺み合せて作つて参りたい、こういうふうにお考へております。私どももいたしましてはマージン必ずしも多いとは考へておりませう、できる限りマージンも上げたいと思つておるわけでありませう。何と申しましても公定価格というものは消費者のためにもあるわけでありませうから、それらを勘案して適正なマージンを作つて参りたい、こういうふうにお考へております。

○政府委員(愛知揆一君) 大体塩崎君からお答えした通りであります。やはり価格を引下げたいといふことが無論我々としては大きな狙ひであります。併しそれによつてマージンが非常に低くなつて、関係業者のかたゝに打撃を与えるといふことはいたしたくないわけでございますが、そのきめかたについてはできるだけ業界の意向を十分に取入れまして、慎重に、而も至急に決定をしたいと思つております。

○野澤勝君 愛知次官並びに塩崎課長の御意ある御答弁を聞きまして了解をしたのでございませうが、御承知のごとくマージンを多く取りすぎて、それがために又税金が高くなつたり、或いは酒の質を變更するといふやうなことをされたのでは、これは消費者に迷惑を及ぼすことは尤もなことでありませう。併し御承知のごとく小売といへば、私も親戚に酒屋がいつぱいあるので特に

お聞きするのですが、私のところでは醸造元から実は小売に至るまで親戚に酒屋が多いのであります。その小売屋が端から倒れて行くのです、私どもの親戚は、これは私ばかりではない、業者に聞いてみるとみんなそうらしい、ことに田舎などの小売業者に至つては沙汰の限りといつてもいい状態です。東京は又酒屋なども範囲が広うございませうから、五分とか安いマージンで……今までは九分だつた、今度は一割、そろそろと昨日の経済新聞にも出ておりましたが、ほかの物価は大体三割五分から五割、いかにしてもこれは遠いすぎると思ふ。こういうことは却つて逆に食わんがために酒を薄めたりなんかして犯罪を起す結果を招来することとなると思つております。ですからそういう点は業者、メーカー、卸小売、小売といふのは何にも手を加えることのできないう状況にあるわけですから、十分一つ御配慮を願ひまして、この小売業者も活きたつようにお考へを願ひたいと、こういう次第でございませう。この程度で私の質問を打ち切ります。

○小林政夫君 前同主税局長にはお尋ねしたのでありますが、ちよつと政務次官がみえておりますからお尋ねいたしましませう。製造免許にしても、販売免許にしても一応法では税務署長が免許することになつておりますが、実際の免許は税務署長限りではできないのです。なぜそのことのよしあしは別として、実情と違ふ法を新しく作つて直されるに當つて、こういう形をとられるのか。

○政府委員(愛知揆一君) 誠にこれは御尤な御質問でございまして、もう少し諸般の事情がゆるやかであれば、税務署長限りの免許で私はいと思ひます。その建前を法律としてはあくまでもとりたいと思ふのでありますが、併し御承知のように競争中からの整備の関係で、現在まだそのあと始末と申しませうか、希望者の数とそれから実際の造石高で許し得る限度といふものは非常に差がございませう。それから例へば最近におきましては、外地で免許をとつておられた方々の内地における免許をとりたいといふやうな問題も実は起つてゐるといふやうなことで、現在のところは相当慎重に且つ全国的なバランスをとつてやらなければならませうので、これは国税庁内或いは大蔵省内部として、ただ税務署長限りで、法律には成るほどその通り規定してございませうが、それだけでやつてしまふことは少し何と申しますか、行きすぎになりはしないかといふやうなことで、内部的な問題といたしまして税務署長が、行政組織上の上級官庁の指図を仰ぐといふことにいたしておるわけでございます。

○小林政夫君 現在の行政上法律の建前では税務署長だけれども、上級の官庁の指揮を仰いで何するといふことであります。併し私は法文を全部読んでみて需給調整といふことを非常に考へております。そうすると或いは税務署管内だけの需給調整を考へてみても、酒の製造或いは販売についての免許の際に、販売地区が限定されるわけじやなかつたかと思ふのであります。全国どこへ行つてもいいだらう、そうするとこれは全国的に需給調整といふことを考へることになるのです。どうして税務署長限りでは免許といふことはできない問題じやないか、厳密にや

お聞きするのですが、私のところでは醸造元から実は小売に至るまで親戚に酒屋が多いのであります。その小売屋が端から倒れて行くのです、私どもの親戚は、これは私ばかりではない、業者に聞いてみるとみんなそうらしい、ことに田舎などの小売業者に至つては沙汰の限りといつてもいい状態です。東京は又酒屋なども範囲が広うございませうから、五分とか安いマージンで……今までは九分だつた、今度は一割、そろそろと昨日の経済新聞にも出ておりましたが、ほかの物価は大体三割五分から五割、いかにしてもこれは遠いすぎると思ふ。こういうことは却つて逆に食わんがために酒を薄めたりなんかして犯罪を起す結果を招来することとなると思つております。ですからそういう点は業者、メーカー、卸小売、小売といふのは何にも手を加えることのできないう状況にあるわけですから、十分一つ御配慮を願ひまして、この小売業者も活きたつようにお考へを願ひたいと、こういう次第でございませう。この程度で私の質問を打ち切ります。

○小林政夫君 前同主税局長にはお尋ねしたのでありますが、ちよつと政務次官がみえておりますからお尋ねいたしましませう。製造免許にしても、販売免許にしても一応法では税務署長が免許することになつておりますが、実際の免許は税務署長限りではできないのです。なぜそのことのよしあしは別として、実情と違ふ法を新しく作つて直されるに當つて、こういう形をとられるのか。

○政府委員(愛知揆一君) 誠にこれは御尤な御質問でございまして、もう少し諸般の事情がゆるやかであれば、税務署長限りの免許で私はいと思ひます。その建前を法律としてはあくまでもとりたいと思ふのでありますが、併し御承知のように競争中からの整備の関係で、現在まだそのあと始末と申しませうか、希望者の数とそれから実際の造石高で許し得る限度といふものは非常に差がございませう。それから例へば最近におきましては、外地で免許をとつておられた方々の内地における免許をとりたいといふやうな問題も実は起つてゐるといふやうなことで、現在のところは相当慎重に且つ全国的なバランスをとつてやらなければならませうので、これは国税庁内或いは大蔵省内部として、ただ税務署長限りで、法律には成るほどその通り規定してございませうが、それだけでやつてしまふことは少し何と申しますか、行きすぎになりはしないかといふやうなことで、内部的な問題といたしまして税務署長が、行政組織上の上級官庁の指図を仰ぐといふことにいたしておるわけでございます。

ろうとすればできないことを、法文に書くのはおかしいやないかという気持ちもするのですが、その点は如何ですか。

○政府委員(塩崎潤君) 需給調整上免許を拒否する場合があり得ることは法文に書いてある通りであります。ただ販売業者につきましては、例えば或る山の中に、辺鄙な所に販売業者が是非ほしい、こういうところにはどうしても需給調整上ほしいというような場合もあり得る、或る地区におきましては販売業者が非常に多くてもう一軒入れますと競争が非常に激しくなつて需給均衡は崩れて、全国的な問題でなくして地域的にも需給の均衡が破れるような場合もあり得るだろう、こういうふうに考えたわけで一応規定いたしましたわけであり得る。併し全体的に申しますと小林委員のおつしやる通りになるわけであり得るが、それはただ私もといたしましては、需給調整上異なる場合は国税庁長官がこういう場合は拒否する、こういう場合は拒否しないというように指示したまはして、具体的に免許を申請する人がこの条件に該当しているかどうか、これを税務署長が判断することによつてこの免許要件を運用できるのではなからうか、こういうふうに考えまして、やはり免許の付託の権限は税務署長に残したいのでございます。

○小林政夫君 それは一応国税庁の本省のほうで先に需給計画を立てて、この程度の数のものについては許してもいいという方法でやろうという方法でやりますが、現実そういう方法でやるにしても、そうすると相当内部的には各国税局管内で、我々のところ

にはこれだけの割当をよこしてもらいたいというふうな部分内における折衝もあろうかと思ひます。その範囲において地区的に何石々々というふうなことをして、具体的にどの人間に許すかということ、その税務署長でやれるというところをお考えのようですが、成るほどそういうような行政措置もできるでしょうが、實際製造の場合においてはそういうことがあり得るが、そうすると販売の場合については全国的な模様を見る必要はない、或る程度地域的な局或いは署管内程度の範囲で、元の製造石数がきまつておるから、販売のほうはその地区の事情を考慮して適当に免許ができる、こういうことになるんでね。

○政府委員(塩崎潤君) 私の言葉が若干不完全であつたかも知れませんが、地区的にだけ判断するということわけではございませんので、全国的に見まして販売業者についても余り数が多いと拒否する、或いは販売石数が或る地域にかたまるといふようなことの場合には、その石数だけ特殊地域について

は国税庁長官が全国的に判断してこれを拒否する、こういうことはあり得る、こういうふうに考えております。

○小林政夫君 そうすると、甚だ私は、全然知らないんでわかりやすく一つ講義してもらいたいです、今の販売組織というものは一体どういうふうになつておりますか。

○政府委員(塩崎潤君) 製造者のほかに販売業者があるわけでございますが、販売業者は大体卸売業者と小売業者とに分れております。卸売業者の中に営業所を持たず仲介乃至代理をする者が若干ございます。卸売業者の中に

先ほどの衆議院の修正案にございました指定販売業者と、指定されておらないところの販売業者とがあるわけでございます。で、卸売業者は御承知の通り製造業者から製品を買ひまして小売業者に流す、こういう販売行為をやつておる業者でございますが、これが甲乙に分れる、甲乙と申しますか、指定販売業者とその他に分れております。

指定販売業者を私どもは俗に甲と言ひ、その他の販売業者を乙と言つておるわけでございますが、指定販売業者のほうは、これは御承知のように酒税の一部を徴収する機関で、具体的に申上げますと指定販売業者のほうに蔵出しするところの酒税は、その一部を製造業者が納め、残りにつきましては指定販売業者が小売に売るときに取る、こういうふうになつております。この指定販売業者は資力が十分であつて、酒税の脱税乃至滞納を起さない者、こういうふうになつております関係上、販売業免許のほかは国税庁長官の指定を要する、こういうことになつております。

改正案にありまして通り、臨時的なものと考へております関係上、いずれ早晩なくなりまして、卸売業者は普通の指定されない卸売業者と同様の立場になる。この数が大体全国で六百ほどでございます。

で、小売業者のほうは製造業者まで含めまして大体十萬程度、十萬若干欠けておりますが、このくらの小売業者が全国にありまして小売をやつておるわけでございます。

○小林政夫君 この卸売の甲乙になる資格については、何か内規等があるんですか。

○政府委員(塩崎潤君) 国税庁長官の

指定を受けるために、只今申上げました資力の点、それから過去の酒税法違反の有無、その他酒類販売についての経験その他を勘案するような内規がございます。

○小林政夫君 何かそういういたものについて部の内規の書いたものがあるんでしようからあとで出して頂きたい。

○政府委員(塩崎潤君) 承知しました。

○小林政夫君 そうすると乙卸と甲卸については、その資産内容の相違によつて分れておる、簡単に言えばそういうことになるのでございませうね。そうすると卸と小売との境界はどういうふうになるんですか、販売業者として。

○政府委員(塩崎潤君) 甲乙の境界は今只今仰せの通りでございます。指定販売業者につきましては担保などを取りまして、普通の販売業者と違い取締りもやつておることになつております。

それから卸売と小売との区別でございますが、卸は私どもの現在の免許状況では、酒税の取締りから販売業者としての免許を手えずに、卸売、小売というふうなものを限定をいたしてあります。これは専ら取締りの見地でございますし、一に又酒類の需給調整等の関係を考慮した結果でございますが、卸売は只今申上げましたように、酒類を製造者から買つて小売に売その販売行為を行う者、小売につきましては卸売業者から買つた酒類を消費者に売、料理屋も消費者と私どもは考へております、小売業者から料理屋に売る者は小売とこういうふうな考へております。このような販売行為を営む者

は私どもは小売と考へております。

○小林政夫君 それはわかるわけですが、まあ私なら私が卸を許してもらいたいというときに、お前は卸はだめだ、小売なら一つ許してやろうというふうなことがまああるだろう。今甲卸と乙卸との区別は大体わかつたのでありますが、一体この人間には卸の免許をするか、小売の免許をするかというこの判断の基準はどういうものか。

○政府委員(塩崎潤君) 根本は免許申請の内容によりまして、卸を希望されてそれが現在の免許下付の要件に該当しているかどうかを判断いたしまして、卸の免許をするかしないかをきめます。こういうことにはいたしまして、卸がだめなら小売はどうだということ、行政行為としてたま／＼ありまして、実際上は少いじやないかと思ひます。

○小林政夫君 そうすると申請者がすでに自分は卸をや、或いは小売をやるといふ大體態度をきめて申請を出す。それでそれをセレクトされるということになるのですが、併し大體においてこういう程度のもなら卸の申請ができる、小売の申請ができるという目安というものはないのであるか。あなた

のほうで卸と小売との境界は大體資力その他について線が引いてあるのですか。

○政府委員(塩崎潤君) その境界は必ずしも私ども内規においてはきめておりませんが、大體現在の販売業者につきましては、昭和十八年におきまして企業整備をやつたことがございまして、そういう関係でございまして、既存の転産業者等につきましてその復活全部を見ておらない状況でございまして、

第九

第六部 大蔵委員会會議録第二十三号 昭和二十八年二月二十五日【参議院】

成るべく転廃業者から復活を認めるといふような措置を講じております。そういう関係から転廃業者等に有利に扱う、過去の酒類の扱いについて経験を尊重する。こういうような態度をとつて来ているのが一番大きな要素でございます。その他につきましても現在の酒類の需給状況から見まして、必ずしも経験のない者につきましても簡単に免許を与えるということとは、その地域の特長事情等を除きましては少い、こういうような状況になつております。

○小林政夫君 それは私は卸と小売というのは商業的な用語で言へば、メーカーから直接買つていわゆる中間販売をやるのが卸で、それから直接消費者に売るのが小売と、そういう定義を考へてゐるが、あなたの方で判断されるのに販売能力と言いますか、全国的に互つて販路を持てる販売、まあ販売圏とか或いは勢力とかというようにないかと小売と卸との境界になるのじやないかと思ふのだが、ただ今まで戦前から小売をやつておつたとか、或いは卸をやつておつたという実績によつて復元方を申請する者について考へるということじやなしに、何かそういうものについて基準があるべきだと思ふし、又そういうことは考へなくとも、すでに転廃業者の復元すべし十分に認められないので、全然新規に小売だとか或いは卸だとかやろうというようなケースは、まだ／＼先だとお考へですか。

○政府委員(塩崎潤君) 大體行政の運用といたしましては、転廃業者第一主義にやつております。只今小林委員の御発言の通り、新規につきましては相

当セレクトした上で認めておりますが、必ずしも絶対にないというわけではございません。過去の経験等から十分であるという点を若干認めた例がございまして、原則として只今申上げておりますように、転廃業者を優遇する、経験のあるものを先ず免許するというような方針を先ず第一にとつております。

○小林政夫君 申請書になつて現れるときには、一応それ／＼小売だとか或いは卸だとか決まつておるでしようが、あなたのほうで一応内面的指導と言いますか、私は酒の販売をやりたいんだが、卸なら卸をやりたいんだが、それには一体どの程度の資本が要るのか、販売経験者はどういふものが入つたらいいのかというふうな、或いは小売ならそれがどの程度だつたらいいというふうな、やはり基準を持つておられるはずだと思ふのですが、その点はどうですか。

○政府委員(塩崎潤君) まあ内規もとゞきで作つておるわけでございますが、その内規もいろいろな事情によりまして変更いたしておるもので、確固不動たる内規というものを示すことができないわけでございます。例へば、そのときの事情によりまして、例へば小売業者につきましてはその地域におきまして大體三百戸くらいのお得意先がある、卸業者につきましては小売業者の何人くらいというふうなことを言つたこともございまして、確固たる内規はない、そのときの具體的の事情によつて判断しておるのが現在の実情である、こういうふうな運用しておりますつもりでございます。

○小林政夫君 今私がしつこく聞くゆゑんは、この前もあなたには聞いておられたけれども、大分販売免許を得てくれという要望を受けるわけです。そのときも初めから見込のないものなから、君はどうも駄目じやないか、と言つて取次ぐ必要はないわけですが、ところがどうも一応當つてみないことにはわからないというふうなことで、我々も下らん時間を潰したりする場合がある、あらかじめ先ほど言われたような全体的な需給状態等を考へてやつておるといふことならば、そういうものがきまつてあるならば、又個々の卸とか小売について、或る程度あなたの方において尺度というものがあつたらば、これを知らしておいてもらへば我々の方に来たときにセレクトできる、あなたの方で足を運ばなくても、まああなたの方で国税庁のほうに、そういうことがあるので聞かわけですが、まあ出してみる、それで考へるというふうなことはなからうと思ふのです。

○政府委員(塩崎潤君) 只今申上げましたように、例へば今度の改正案によりますと、酒類の石数が六百七十九万石に伸びる、こういうふうな状況になりますと、確固たる内規が又変わる、或いは石数が殖えたというふうなときにその地域におきましてどうしても必要だといふような場合には転廃業者でなくとも認めなければいかんというふうなこともございまして、確固たる内規というものを示して、これが絶対間違いないものだ、これによつて必ず免許は得られるものだ、こういうふうには私も考へておりませんので、その点はお示ししても果してその通り行けるかどうか確言できませんので、

只今申上げましたような具體的な事情に依つてきめる、こういう態度をとつたほうがいい、こういうふうな私どもは考へておる次第であります。

○小林政夫君 それでは将来変わるかも知れませんが、今度百五十万石ですか。

○政府委員(塩崎潤君) さうでございます。

○小林政夫君 四十条の第五項で「国税徴収法第二十八条の規定の適用を妨げない。」これはもうちよつと私ゆつくり読めばわかるのでしようけれども、一応御説明願ひたい。

○政府委員(塩崎潤君) 只今徴収法を符合させておられませんので、確固たる御返事は申上げられませんが、この点につきましては、利子税というものは大體申告納税のできました制度でございます。そのために国税徴収法が適用になるかどうか疑問でありますので、この点規定を念のために聞いた、こういうふうな存じておりますが、只今の説明若干間違つておりました。処分金の配当手続でございますが、二十八条によりまして、「物件ノ売却代金、差押ヘタル通貨及第二十三条ノ一ニ依リ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル通貨ハ滞納処分費及税金ニ充テ尚残余アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス」という配当手続がございまして、そのときには先ず税金だといふことを言つておるわけでございます。

○小林政夫君 利子税が税金であるといふことを言つておるわけですね。

○政府委員(塩崎潤君) さうでございます。

○小林政夫君 第四十三条で「新たに酒類を製造したものとみなす。」という意味はどういう意味ですか。

○政府委員(塩崎潤君) この第四十三
条は昔からある規定でございまして、
非常にむずかしい規定でございませ
が、御承知のように酒類の定義には大
部分原料を規定しておるわけでござ
います。でござりました酒類に他物を混
和いたしましたときには、新たに酒類
を製造したものとみるということに
いたしまして取締をいたしておるわけ
でございます。例えばでござりました合
成酒に雑酒をまぜる、こういうとき
は三条でござりましたか、三条にあり
ますところのどの酒類に該当するか、
清酒に雑酒をまぜますと何になるか
という点が疑問を持たれるわけでござ
います。それで清酒に雑酒をまぜまし
たら新たな製造行為がござまして三
条のイのところにも該当いたさない、
こういうふうになりまして、これは雑
酒になる、こういう規定でございま
す。

○小林政夫君 従つて前の酒、まぜる
酒については税金の關係はどうなりま
すか、できた酒が雑酒なら雑酒とし
てとられるわけですか。

○政府委員(塩崎潤君) 只今申し上げま
したように、四十三条の規定は取締規
定でございまして、先ほどから小林
委員が何度も御説明になりました、先
ず製造免許を要するということになり
まして、その者が製造免許を持つてお
らないときには無免許製造になる、こ
ういふふうになりまして同時に、その
でござりました酒は雑酒になり、従いま
して雑酒無免許製造違反で処罰され
ると、こういうことになるわけでござ
います。

○小林政夫君 今の四項、五項です
ね、「味りん甲類と味りん乙類を混和
したときは、新たに味りんを製造した
ものとみなす」と、こういうのはどう
いうことですか。

○政府委員(塩崎潤君) 本法の定義を
見ますと、味りんは味りん甲類と乙類
と、こういうふうに分けてございま
す。従いまして抽象的な味りんとい
うのはございせんので、若しこの規
定がないときには味りん甲類と味りん
乙類をまぜると雑酒になる、こういう
ふうにご議論されますので、それはおかし
いというわけで、味りん甲類と乙類をま
ぜましたときには新たに味りんを製造
したものとみなす、で製造業者が甲類
と乙類とを混和しても免許を持つて
おりますれば無免許違反にはならな
い、こういう救済規定でございます。

○小林政夫君 五十条の第一号はなぜ
承認を受けなければならぬのか。

○政府委員(塩崎潤君) 第一号は只今
申し上げておりますところの酒の定義に
關係する条項でございまして、で清酒に
つきましては本来ならば清酒といふ
のは米と水と米こうじで作つたもので
ございまして、最近の原料事情により
まして先ほどから申し上げます通りアル
コールの添加を認めております。併し
一定限度内でアルコールを添加するこ
とを要件といたしております。一定限
度内のアルコールをまぜたものならば
まだ清酒であるということにいたして
おります。この境界を守りませんと、
合成酒との境界があいまいになり、場
合によりましては雑酒との境界があ
いまいなるわけでございまして、そこ
で製造する際に税務官吏に立会いを頂
いて承認を受けないと、あとで問題が起
りますので、合成酒になるような場合

は税務署長の必ず承認を受ける、現在
もある規定でございまして。

○小林政夫君 附則の第六項ですが、
「旧法第十八条ノ二の規定」と、「新
法第十二条第一項の規定」と、その条
件、どうも読んでもみますと、大体附
得る条件は、同じような条件が附し得
るような規定であるように思ふのだ
が、どう違ひますか。この旧法の十八
条ノ二には条件が附けられ、新法の十
一条のほうの……。

○政府委員(塩崎潤君) 旧法を見ま
すと、旧法では如何なる条件でも附し得
るような規定になつておつたわけで
ございまして。新法はそれを民主化の見地
から若干範囲を限定いたしました關係
上、殆んどはございせんが、若しも
前の規定によつては附し得ない条件が
あつてもなお効力を有する、という
ふうにご書いたわけでございまして。

○小林政夫君 今のは抽象的な話だ
が、そうすると、併しあなたの方で
は、頭には具體的にはこういう条件が
違つておるといふことはあるはずで
ございまして、それを一、二点。

○政府委員(塩崎潤君) 私どもの調
べた範囲には殆んどございせん。

○小林政夫君 念のため、念のため
に置いたということですか。

○政府委員(塩崎潤君) そうでござ
います。

○小林政夫君 それから前に歸つて、
二十五条で(課税標準石数の決定通
知)といふのがありますね。これはま
あ一方的にこの法文を讀むときめられ
るような読み方、若し酒類製造業者と
決定者との間に意見が合わないとい
ふような場合にはこれは一方的に……。

○政府委員(塩崎潤君) 第二十五条は
課税標準石数の決定でございまして、
これも現行ある制度をそのまま持つて
来たわけでございまして。併し決定
したまはるに税務署が丹念に調べるこ
とと御承知の通りでございまして。
で税務署の決定処分に対して異議
ある際は、国稅徴収法によりまして再
調査、それから審査請求、こういう
ふうな段階を経て救済をされる、それ
によつてなお不服ある際には訴訟が
できると、こういう建前になつており
ます。

○小林政夫君 それは從來さういつた
ケースがありますか。不服があつて、
一応これは一般の税法でも問題になる
のですが、救済措置があつてもなかな
かそれをやるとあとで恨まれるという
ことでさうスムーズに救済措置が利用
できないですね。

○政府委員(塩崎潤君) 直接税につ
きましてはこの救済制度があることは
御承知の通りであります。申告所得
税、法人税につきましては非常に多く
の異議申立が出ておるとは御承知の
通りであります。間接税もこの制度が
あるわけでございまして、間接税につ
きましては課税標準が比較的分りつき
いたしております関係上、大部分は脱
税となりまして審査請求の対象にな
らないという例が多いわけでございま
す。脱税といふものは範囲があるわけ
でございまして、殆んど税金のかけ間
違ひ、或いは課税標準石数のかけ誤り
等につきましてはこれは脱税として処
分いたしておりますので、あとで税
務署が納得として納税告知をいたして
おりますので、そういう關係は殆んど
ございせん。

○小林政夫君 それではまあ大体酒の
ほうについてはみんな納得、今までこ
れについてトラブルが起つたことは大
体ない、こう了承していいですか。

○政府委員(塩崎潤君) さうでござ
います。

○小林政夫君 それからもう一つは、
これはまあ事実かどうか、私にこうい
うことを言つた人があるわけだけれど
もこの酒造場或いは販売所を相続する
際に相続財産の中に營業権というよう
なものが見られたと、こういうことを言
う人があるのですが、免許制にしてい
るので、それに一つの権利というよう
なものがついていられるというか、課税
当局においてさういふものを無形財産と
見るような考え方があつたのかどうか。

○政府委員(塩崎潤君) 營業権の問題
につきましては、酒の免許の關係から
生じますところの營業権のみならず、
全般的に非常にむずかしい問題でござ
います。で富裕税の評価、或いは相続
税の評価の際には、必ずしも酒だけ
やございせん。全般的につきまして
一般的に考え方があつまして、大体營
業権といふものは超過利潤と、さうい
ふふうにご考へておられますので、超過利
潤のものを利廻りで還元いたしまして
計上するといふ場合もあります。一般
的にさういふものがなければ必ず營業
権を認める、必ず計上させるといふこ
とはいたしておらないことになつてお
ります。

○小林政夫君 超過利潤といふものが
あればといふことを具體的な設例で御
説明して頂きたいのですが。

○政府委員(塩崎潤君) 例えば富裕税
の評価等におきまして三年前の利潤を
計算いたします、その際にはかの一

の利潤との比較をいたしまして超過利潤がある、そのときに超過利潤のうち重役の手腕によるようなものも考えられます。これは重役の勤労対価であります。こういうものを引きまして残りがいわゆる営業権として評価されるべきものであらうというようなことで、一定の利潤で還元いたしましたことは税務の実例で実際にやつてゐるところであります。

○小林政夫君 そうするとこれは個人の営業権についてはそういうことがあつて、法人の場合においてはそういう営業権なんというものの計算は、存続しておる限りにおいてはいいのです。

○政府委員(塩崎潤君) この営業権の問題は個人だけではございせん。法人についても考えられることとございまして、法人については例えは富給税の際に評価いたしますのは、その富給税を課せられるところの個人が持つておる株の評価の際、株というものは純資産のうちで評価するが、その純資産の中に営業権があるかないかを調査するということになつてゐます。

○小林政夫君 實際問題として、一応理論的にはそういうことが言えるかも知れませんが、實際問題としては余りそういう法人の場合に計算されておらないのじやないか。法人になるという場合に相続のことを考へる、特に酒とか。個人の場合は営業権を計算される、そこで非常に相続税が多くなる。法人にしておけばそういうことはないといふことで、これはあなたとはなんですが、法人になる一つの有力な原因になつておると私は思う。その点について

は。

○政府委員(塩崎潤君) 税法の趣旨からいたしまして、個人と法人との課税の権衡を図ることが、これが精神であることは御承知の通りであります。法人につきまして営業権の評価といふことはないといふことはないので、只今申上げておる通りであるのであります。又個人から法人になる場合の営業権をどうするかということは、その際の営業権の評価はむづかしいので、場合によつては小さなものについては無視する、無視すると言つてはなんですか、強いて計上いたさないことがあるが、場合によりましては個人が法人になる際には営業権を一応譲渡所得として課税する、そうすると法人には営業権を入れて資産に計上する、そうすると法人の株で、個人の持つてゐる株については、その株式の評価に営業権がそのまま含んで来る、併し営業権は法人として償却できる、こういうふうな建前になるわけでありませう。

○小林政夫君 この問題は税法審議会のときに。

○理事(伊藤保平君) ほかに御質疑はありませんか。なければ本日はこれで散会いたします。

午後四時五十五分散会

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案

一、納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案

一、鉄道債券及び電信電話債券等に対する政府の元利払の保証に関する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案
国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中但書を削る。

第四条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により業務の一部を代理する金融機関の役員又は職員であつて当該代理業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五條第一項中「百三十億円」を「百六十億円」に改める。

第十七條中「(明治四十年法律第四十五号)」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(退職手当)
第十七條の二 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

第二十二條の二第一項中「公庫の予算に定められた金額の」を削る。

第二十三條中「若しくは復興金融債券」を削る。

第三十二條第一号中「認可」の下に「又は承認」を加える。

第三十五條から第四十條までを次のように改める。

第三十五條から第四十條まで 削除

附則
1 この法律は、昭和二十八年四月

一日から施行する。

2 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定に基いて国民金融公庫に設けられた共済組合(以下「共済組合」という。)は、この法律施行の際解散するものとする。

3 共済組合の解散及び清算については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三條、第七十四條本文、第七十六條、第七十八條から第八十條まで、第八十二條及び第八十三條(法人の清算)の規定を準用する。この場合において、同法第七十四條本文中「理事」とあるのは、「国民金融公庫總裁」と読み替へるものとする。

4 共済組合が解散した場合において、残余財産があるときは、その残余財産は、政令で定めるところにより、共済組合が加入してゐた連合会(国家公務員共済組合法第六十三條の二に規定する共済組合連合会をいう。)又は国民金融公庫に係る健康保険の保険者(以下「保険者」という。)に帰属する。

5 前二項に規定するものの外、共済組合の清算に關して必要な事項は、政令で定める。

6 この法律施行の際現に共済組合の組合員である者については、この法律施行の際退職したものとみなして国家公務員共済組合法の退職給付に關する規定を適用する。この場合において、同法の規定による退職年金は、国民金融公庫がその負担において支給するものとする。

7 共済組合が国家公務員共済組合

法の規定により負担した、又は負担すべきであつた保健給付及び休業給付の義務は、保険者が承継する。

8 前項の規定により保険者がする給付の費用の二分の一は、国民金融公庫が負担するものとし、当該給付の額及び支給の条件については、なお従前の例による。但し、この法律施行の際現に共済組合の組合員である者が、この法律施行後引き続き国民金融公庫に在職し、この法律の施行により健康保険の被保険者となつた場合においては、その健康保険の被保険者となつたこと因つては、その者についての給付の支給を打ち切らないものとする。

9 第七項の規定により保険者が給付を行う場合においては、前項但書の規定に該當する者については、当該給付の原因となつた事故と同一の原因に基く健康保険の保険給付は行われない。

10 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律(昭和二十五年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條中「及び日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社及び住宅金融公庫」に改め、「又は公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)」及び「(農林漁業金融公庫の役員及び職員を除く。)」を削る。

11 この法律施行前より引続き國民金融公庫に在職する者がこの法律施行後六月以内に退職した場

合においては、その職員がこの法

律施行後もなお国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律に規定する職員として在職していたものとみなして、同法第十条の規定を適用する。

12 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律

納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項但書中「部分の金額」を「部分の金額が政令で定める期間内において三万円をこえる場合におけるその引き出された部分の金額」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 改正後の納税貯蓄組合法第八条第一項の規定は、この法律施行後引き出される納税貯蓄組合預金の利子について適用する。

鉄道債券及び電信電話債券等に対する政府の元利払の保証に関する法律案

鉄道債券及び電信電話債券等に対する政府の元利払の保証に関する法律

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が発行する鉄道債券

及び電信電話債券の元金及び利子並びにこれらの者が借り入れる長期借入金で外貨をもつて支払われるものの元金及び利子の支払について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十二条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十五号を次のように改める。

三十五 債券及び借入金の元利金の支払について国が債務を負担する保証契約に関すること。

第十号第五号の次に次の一号を加える。

五の二 債券及び借入金の元利金の支払について国が債務を負担する保証契約に関すること。

昭和二十八年三月七日印刷

昭和二十八年三月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局